

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 修学旅行誘致促進事業助成金交付要領

令和2年6月10日

(主旨)

第1条 瀬戸内・松山ツーリズム推進会議（以下「瀬戸ツー」という。）は、松山市内のホテル及び旅館等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する修学旅行に対し、予算の範囲内において、修学旅行誘致促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、関係する経路を利用し、松山市・広島市・呉市・廿日市市（以下「瀬戸内・松山地域」という。）の周遊や、修学旅行客の誘致を積極的に行い、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により登録を受けている旅行業者とする。

(助成対象商品)

第3条 助成の対象となる旅行商品は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の学校行事として行われる修学旅行において、松山市に宿泊をともなうもの又は松山市と広島市・呉市・廿日市市（以下「広島地域」という。）に宿泊を伴う教育旅行商品とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1つの修学旅行の参加者の実績に応じて助成金の基本額（別表1）により算出した額とする。

2 前条により規定する要件を満たし、かつ、瀬戸内海汽船株式会社、石崎汽船株式会社が運行する広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路、広島地域－松山（観光港・大浦港）のチャーター船利用又は、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を組み込んだ行程については、航路又は JR 路線利用加算額（別表2）を加算した額とする。

3 助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面による申請があった順に審査し、助成金を決定する。）。

(助成金対象期間)

第5条 助成金対象期間は、令和2年6月10日から令和3年3月31日とし、出発日を基準に決定する。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする旅行業者は、助成金の対象となる修学旅行の実施日(出発日)30日前までに、瀬戸内・松山ツーリズム推進会議会長(以下「会長」という。)に、次の各号に定める書類を各1部提出し、助成金交付申請を行わなければならない。

- (1) 修学旅行誘致促進事業助成金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 計画時点の修学旅行日程(行程)表 (任意様式:人数内訳記載必須)
- (3) 宿泊先及び航路・路線の利用が確認できる書類 (例:契約書の写し等)
- (4) その他、会長が必要と認める書類

(書類審査及び交付決定の通知)

第7条 助成金交付の適正を期するため、会長は第6条の規定による申請の内容について審査し、助成金交付の適否について、助成金交付決定通知書(様式第2号)で通知するものとする。

- 2 申請書の受付は修学旅行の実施日(出発日)ではなく、助成金交付決定通知書の交付順とする。

(助成事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた旅行業者(以下、「助成事業者」という。)は、助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ助成事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の大幅な増減を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

- 2 会長は前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成事業変更(中止)承認書(様式第4号)により、通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第9条 第7条に規定する助成金交付に関する通知により、助成事業者は、修学旅行実施後30日以内に、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行事業実績報告書兼請求書 (様式第5号)
- (2) 修学旅行日程(行程)表 (任意様式:人数内訳記載必須)
- (3) 宿泊先及び航路・路線の利用が確認できる書類 (例:契約書の写し等)
- (4) 請求書 (任意様式)
- (5) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び通知)

第10条 会長は前条に規定する書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書(様式第6号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 前条の規定により、助成額の確定通知を受けた助成事業者は、請求書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の経理)

第12条 助成事業者は、当該事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成事業者が、虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 助成事業者が、修学旅行実施後30日以内に、実施報告書を提出しないとき。
- (4) その他会長が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(補 則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

1 この要領は、令和2年6月10日から施行する。

別表1 助成金の基本額

対象事業	児童・生徒1人あたりの基準額	基準額が適用される最大人数	1事業の上限額
松山市に宿泊を伴うもの	600円	200名	120,000円
松山市と広島地域（広島市、呉市、廿日市市）の宿泊を伴うもの	700円	200名	140,000円

別表2 航路またはJR路線利用加算額

対象事業	児童・生徒1人あたりの加算額	加算額が適用される最大人数	1事業の上限額
広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路（石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運行するクルーズフェリー、スーパージェット）又は、広島地域－松山（松山観光港・大浦港）のチャーター船利用若しくは、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線を利用した行程	50円	200名	10,000円